

関西学院大学総合政策学部同窓会会則

(総則)

- 第1条 本会は「関西学院大学総合政策学部同窓会」（以下「本同窓会」という。）と称する。
第2条 本同窓会は、会員相互の自己実現と、母校の発展に貢献することを目的とする。
第3条 本同窓会の本部は、関西学院大学総合政策学部内に置き、必要に応じて支部を置く。

(会員)

- 第4条 会員は、正会員と特別会員とする。
第5条 正会員は次の各号とする。
（1） 関西学院大学総合政策学部（大学院を含む）卒業生
（2） 関西学院大学総合政策学部にて在学した者であつて、役員会の承認した者
2 特別会員は、関西学院大学総合政策学部の現教職員及び旧教職員とし、総合政策学部長を名誉会長とする。

(学年幹事)

- 第6条 学年幹事は、卒業年次毎に若干名の学年幹事を会員から推薦し、役員会にて承認する。
第7条 学年幹事は、役員もしくは第18条に定める事務局を構成する者（以下「事務局員」という。）として本同窓会に携わる。
第8条 学年幹事の任期は、総会直後の役員会から翌年度の総会直後の役員会までとする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

- 第9条 総会は本同窓会の最高決議機関であり、第21条に定める毎会計年度終了後、速やかに開催する。
2 臨時総会は必要に応じて開催する。
第10条 総会及び臨時総会は会長が招集する。
第11条 次の事項は総会に報告する。
（1） 前年度決算書
（2） 事業報告書
（3） その他役員会で必要と認めた事項

(役員・役員会)

- 第12条 本同窓会に次の各号に定める役員を置き、総会に次ぐ決議機関である役員会を構成する。
（1） 会長 1名
（2） 副会長 2名
（3） 理事 卒業年次毎の幹事から若干名
2 会長は、本同窓会を代表し、本同窓会の一切の活動を統括する。
3 副会長は、会長を補佐し、やむを得ない事情により会長が欠けたときはその諸公務を代行する。
4 理事は、会長及び副会長を補佐する。
第13条 会長は、会員の推薦により総会において選出する。
2 副会長と理事は、会長が推薦し、総会において承認を得る。
第14条 役員会の任期は、総会から翌年度の総会までとする。ただし、再任を妨げない。
第15条 役員会の決議により、本同窓会に顧問を置くことができる。
第16条 役員会は必要に応じて会長が招集する。

第 17 条 諸事情により役員会を開催することができないと認められるときは、会長は役員会の構成員に電子情報処理組織等を利用して情報を伝達し、決議等を行うことができる。

(事務局)

第 18 条 本同窓会に事務局を置く。事務局は、会長の指示に従い、本同窓会における事務を処理する。

第 19 条 事務局員は、会員で構成し、次の各号に定める役職を設ける。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 副事務局長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務担当 若干名

2 事務局長は、本同窓会の事務処理を総括する。

3 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長が欠けたときはその職務を代行する。

4 会計は、本同窓会の出納を行い、本同窓会に属する金銭並びに預金口座等を管理する。

5 事務担当は、事務局において本同窓会の事務を処理する。

第 20 条 事務局員及びその役職は、会長の推薦により役員会にて決定する。

第 21 条 事務局員の任期は、総会直後の役員会から翌年度の総会直後の役員会までとする。ただし、再任を妨げない。

第 22 条 事務局は、役員会の指示があったとき、または事務局長が必要と認めるときに、本同窓会の事務を処理する。

第 23 条 総会及び役員会の議事録、その他の本同窓会に関する記録は、事務局が保管する。

(監査)

第 24 条 本同窓会に若干名の監査を置く。監査は、本同窓会の出納が適切に行われているかを監査する。

第 25 条 監査は、会員の推薦により総会において選出する。

第 26 条 監査の任期は、総会から翌年度の総会までとする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第 27 条 本同窓会の会計年度は毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

第 28 条 関西学院大学同窓会及びその支部が開催する総会等へは、本同窓会を代表して役員が出席する。ただし、会長が指名する会員が出席することを妨げない。

2 学校法人関西学院及び関西学院大学等が開催する行事への出席も前項と同様とする。

第 29 条 本同窓会の会則の改定は、役員会の承認を得た上で、総会の追認を得るものとする。

第 30 条 本同窓会の会則に定めのない事項は、役員会にて決議し、その事項を総会に報告し、必要に応じて追認を得るものとする。

2006年11月11日改定